

子ども青少年局発注委託の入札取消について

1 概要

子ども青少年局こどもの権利擁護課で発注した業務委託について、令和5年10月3日（火）に開札を行い、落札者の決定を行いました。その後、設計図書の内容に誤りがあったことが判明したため、10月12日（木）に入札の取消を行いました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 件名

（仮称）東部児童相談所新築予定地のフェンス及び地先境界ブロックの設置・移設委託契約

3 経過

令和5年 8月30日（水） 設計図書・設計書確定

令和5年 9月19日（火） 入札公告

令和5年10月 3日（火） 開札、落札者の決定

令和5年10月11日（水） 落札事業者との現地での打合せ時に、設計図書の内訳表の数量と図面の内容に不整合があることが発覚し、設計図書を再確認したところ、内訳表の数量が誤っていることが判明

落札者に対し、本件入札が取消となることを説明し、謝罪

令和5年10月12日（木） 本件委託の入札取消

4 設計図書の誤りの内容

当該委託契約は、当該敷地を取り囲むフェンスの移設を5か所（延べ107.6m）実施するものであり、設計図書の図面では正しく記載されていましたが、内訳表では2か所分（延べ84.7m）しか記載されていませんでした。

5 原因

(1) フェンスの移設を2か所とする案から、最終的に5か所とした際に、担当職員が内訳表を修正しないまま設計図書を作成してしまいました。

(2) 確認者及び責任職による設計図書の内訳表と図面の突合などの確認が不十分であったため、誤りに気付かないまま設計図書を確定してしまいました。

6 再発防止策及び今後の対応

設計図書の作成にあたっては、設計図書確定前のチェックリストを活用し、内訳表と図面等の関連資料の記載が整合しているかなど、作成者、確認者及び責任職による内容確認を徹底します。また、今回の事例を局内で周知し注意喚起し、再発防止に努めます。

本件の委託については、設計図書を適正に再作成した上で、改めて発注手続を進めます。

お問合せ先

子ども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長 真館 裕子 Tel 045-671-2359